

化保第336-1号
令和7年3月10日

一般社団法人埼玉県LPガス協会
会長 川本 武彦 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長
石曾根 祥子（公印省略）

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素
中毒事故等の防止について（通知）

液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年2月28日付け 20250221 保局第5号により、標記について経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会会員あて事故防止対策の周知及び注意喚起に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、経済産業省は、令和7年2月28日付け 20250221 保局第5号により本件関係機関・団体に協力依頼していますので、以下により御確認ください。

【経済産業省ホームページ】

「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について」

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/03/20250303-02.html

記

- 1 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- 2 やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
- 3 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

担当 液化石油ガス担当 小林
電話 048-830-8439
FAX 048-830-8444

経済産業省

20250221保局第5号
令和7年2月28日

各都道府県 液化石油ガス担当部（局）長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（事務連絡）

標記の件について、国土交通省不動産・建設経済局 建設振興課長に対し、塗装工事業者等宛て要請するよう協力依頼を行いました。

協力依頼の文書は、経済産業省ホームページに掲載しておりますので、その旨お知らせします。

貴部署におかれましては、貴都道府県内部の工事業関係部署を通じて塗装工事業者等へ注意喚起を行うとともに、液化石油ガス販売事業者への周知をお願いいたします。

 「ガス臭い」、「警報器が鳴った」などの
異常を感じたら、
すぐガス事業者へ連絡を！



外壁塗装工事に伴い、ガス機器の異常着火、
ガス臭等が発生した場合は、
直ちにガス機器の使用を停止し、ガス事業者へ連絡を！

お名前

ご住所

ご近所
の目標

その場
の状況

ガスの事故がなくなるよう
皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

お問い合わせは

工事の際に、やむをえず排気筒（煙突）・換気扇・
給排気口・屋外式給湯器をビニール等で覆う場合、
入居者の方にガスの使用禁止を
お願いしてください。



外壁塗装工事・
外壁清掃工事・
増改築工事をされる
工事会社さまへの
お願い。



外壁の塗装工事等で、排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・
屋外式ガス給湯器等をビニール等で覆うときは入居者の方に

ガスの使用禁止をお願いしてください。

ガス機器、給排気筒等をビニールでお覆ったままガス機器を使用され
ますと、すぐに消えてしまったり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、
機器の異常着火による故障や火災の原因となり大変危険です。



入居者の方にガスの使用禁止のお願い

はい、
わかりました

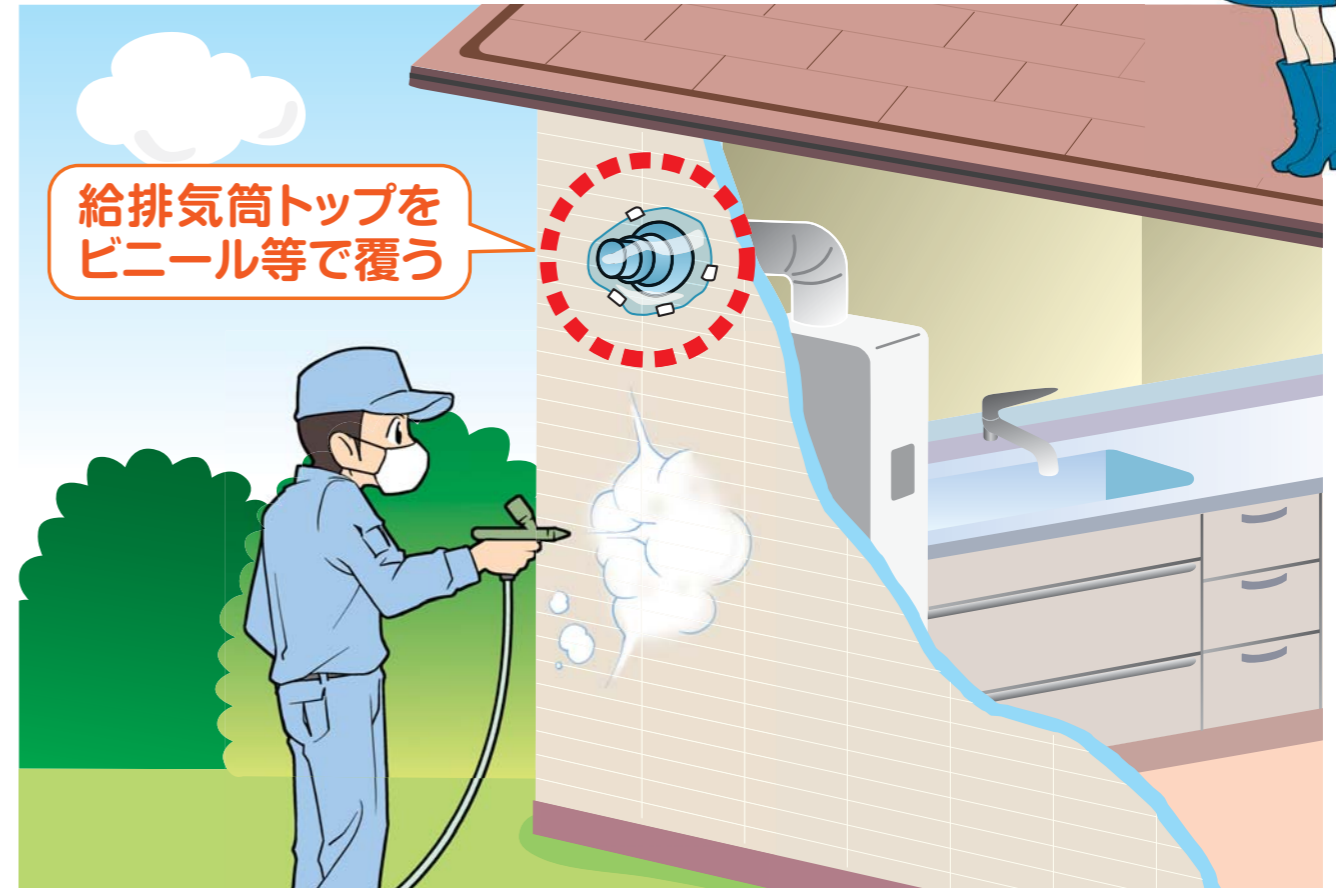


ただ今
塗装工事のため
ガス機器は
使わないでください。

管理人さまにもお打合せを
共同住宅の塗装等で工期が長くなる
場合には、管理人さまとの打合せの
上、ガス機器の使用制限等について
掲示板および回覧板等でお知らせし
てください。



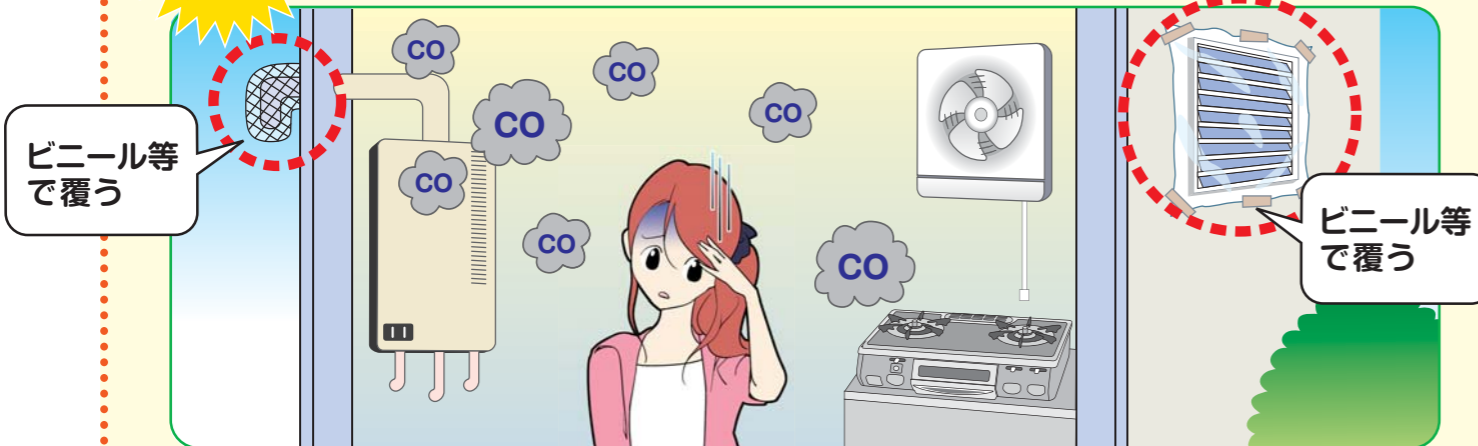
作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。



ビニール等で覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。

危険な
ケース1

不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。



危険な
ケース2

ガス機器の故障の
原因になります。

ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが滞留
してしまい、連続点火操作により着火すると
ガス機器が爆発・火災に至る場合があります。

